

交通不便地に居住する交通弱者の移動支援に係る経費への 支援拡充を求める意見書

都市部と比較して、交通インフラが十分でない町村中山間部では、移動手段への支援が必要不可欠であり、自家用車を持たない高齢者や未成年者、運転免許証の返納者（いわゆる「交通弱者」）にとっては、公共交通が日常生活を維持するために不可欠なインフラとなっている。たとえ、市街地から離れた場所に居住する者であっても、同じ住民として移動の権利を保障することが必要であることは論を待たず、公共交通の利用できる環境を維持することは行政の責務である。

令和2年度から特別交付税における地方バスの経費の一部について、財政力補正が導入された。地方バスの運行には、町の位置や面積、集落の散在性、主要駅までの距離等の様々な事情があり、特に町村域が広く集落が点在している町村には財政力指数による一律の補正は非常に厳しいものとなった。むしろ町村の中心地からJR等の主要幹線駅までの距離を勘案するなど、公共交通不便地である町村の実情を反映した補正とすべきである。

また、交通事業は利用促進等を本来業務の一環として継続的に行い持続可能な経営体制を築くものであり、赤字バス路線においては、交通事業者と各自治体とが協力しながら経営改善への努力を続けている。この努力は将来的な交付税配分の圧縮につながるものであり、努力を評価、誘発するような制度となるように提案するものである。

よって、国会および政府においては、交通不便地に居住する交通弱者に対する移動支援に係る経費について、下記の事項について取り込まれるよう強く求める。

記

1. 特別交付税における地方バスの経費について、令和2年度から導入された財政力指数による補正について、個々の町村の実情を勘案した内容となるように是正を行うこと。
2. 交通不便地の交通弱者が公共交通により移動できる権利を維持することに必要な経費（公共交通の無料パスや個別輸送（ボランティア輸送や互助による輸送）、公共交通活性化への取り組み等）について、交付税算定の対象とするなど財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月24日

滋賀県蒲生郡日野町議会
議長 杉浦 和人